



京大への協力要求運動に共闘を！

編 集 部

関西労働者安全センター・労災職業病と闘う関西ブロックは、現在、京都大学総長に対し、労働災害職業病・公害に対処するために必要な科学・技術の知識の教育、機器及び施設の解放を「協力要求書」としてまとめ、提出しつづけてあります。

この協力要求書は、労災職業病と闘う関西ブロックに結集する各団体がいままで個別に要求していた大学の施設解放の要求（全港湾沿岸南支部、国労新幹線大阪保線所分会、全金三豊支部、尼崎労働協などの要求）をまとめ、かつ大学で毒物タレ流し糾弾の闘いを進め、われわれの要請に応じて分析や診察等で共闘を進めてこられた先進的學生諸君と共同して作製したものです。

全国各地の職場で労災・職業病と日々闘っておられる労働者のみなさん、地域で公害と果敢に闘っておられる住民のみなさん、大学でこれら職場・地域の闘いを支援・共闘しておられる学生、研究者のみなさんに、この運動の意義を理解され、要求書に署名の上、共に闘かって下さるよう訴えます。

労災・職業病・公害闘争に対する、
京都大学への協力要求書

京都大学総長 殿

いま、全国各地の職場で、日々、刻々と、労働災害・職業病・公害が発生し、被害者は年に百万人を越え、加えてそれらの仲間が職場から締め出され、痛みに耐えての悲惨な生活を、本人はもとより家族も共に強いられています。これは、GNP第二位、経済大国日本を支える生産の現場が、合理化の進行の中で、苦汁にみち労働者の血・肉までをも収奪する、恐るべき場所と化した事を、如実に物語るものです。

独占資本による収奪は、労働者のみならず、企業の扉を越えて地域に広がり、現在、水俣の全国化となって国民の上ののしかかっています。

独占資本の生産、金儲け第一主義による生産増強、すなわち合理化が、以上の如き状態を招いた元凶であるのですが、この合理化を支えたものが、明らかに資本の要請によって大学の中から、つくり出されたことは、まぎれもない事実です。いわゆる、科学技術としての生産機械・化学製品・医薬品と、資本主義を支える思想としての教育・法律問題・経済問題のほとんどすべては、確実に大学の中から生み出されたものと言えます。この点で、貴大も決して例外ではなく、例えば、昨年来、しばしば社会問題化された、実験廃棄物による毒物タレ流し問題からもそれは明らか

です。私達は、貴大学が、毒物をタレ流し、下流住民に飲ませ続
けてきた事実、貴大学の研究を貫く、資本に隷従し、労働者・
住民不在・人間無視の思想を垣間見た思いがいたしました。さら
にそこから生み出される一切のものが、人殺し合理化・公害のテ
コになっている事を認めざるを得ません。

毎年、百万人以上の仲間が労働災害・職業病・公害病を被災し、
それ以外のすべての仲間も等質の危険にさらされている現在、我
我は決してこの様な事態を黙過しているわけにはいきません。関
西を中心として、全国各地で、敢然としてこれとの闘いを展開し
ているのですが、この闘いは、生命と健康と人間性を守る闘いで
あり、反合理化・労災・職業病・公害の発生源除去の闘いである
と共に、一方では、労働者、住民の血と肉を奪う、科学や技術と
の闘いでもあります。さらにまた、労働者は生産現場で傷つき、
痛めつけられながらも、第三者とし、客観的立場として登場する
大学の研究者、各種権威者なるものの『科学的判断』によって、
被害の事実や加害者が隠蔽され、闇に葬り去られたあと、労働者
が被害に苦しみつつ、だまらされた現場を無数に見つづけてきま
した。その一つ一つの事実は、断じて我々の眼前から消えること
がありません。

我々は、この闘いを進めるに当って、労働災害・職業病をもた
らした一切の過程と原因について、知る権利を持っていると思ひ
ます。現在、貴大学は我々の問いに正しく応じえる能力をもってい
ると判断いたしております。そして幸いにも貴大学は、人間性

追求の府として、毒物タレ流しの自己批判を含めて、大学の能力
を地域住民に解放する方針を示し（昨年十一月二十二日京大総長
確認、第四項および、医学部病院長確認、薬学部長確認）、現代
科学の暴威に抗して斗う此としての立場を明示されましたが、我
々の 労災職業病・公害の闘いに対しても門戸を開かれるよう、
次の事項を要求します。

- 一、労働災害職業病・公害に対処するに必要な科学・技術の知
識をお教えねがいたい。
- 二、労働災害職業病・公害に対処するに必要な機器、及び、施
設を労働者・住民に解放して頂きたい。

この要求書に対する、貴大学の解答とその解答に対する説明会
を今年十一月三十日までに開かれる事を、昨年十一月二十二日
総長確認 第二項に基づき要求いたします。

関西労働者安全センター
労災職業病と闘かう関西ブロック会議
(連絡先)

高槻市北紫町二一 全専売労組内

豊田 正義

北摂労災職業病対策委気付

阪神医協内

尼崎市瓦宮宮裏一四一三

労働者健康協議会気付

藤井 新造

TEL 〇六一四九二一〇二五〇

京都市左京区吉田 京大工学部機械工学科

京大安全センター実行委員気付 松久 寛

TEL 〇七五一七五一二一一一(内五一九三

第二回労災・職業病を闘う

活動家関西集會に参加を!

日時 十一月十八日(日)午前十時～午後六時
場所 京都大学 法経第一教室(総會)
土木総合會館ほか(分科會)

参加費 五百円(パンフレット料を含む)

分科會の内容

第一分科會 労働運動としての労災・職業病斗争

(討論)

A 差別・分断・合理化と闘う

B 患者の組織化・認定・補償の問題

第二分科會 公害斗争と労働運動

第三分科會 研究者・技術者・労生と労災・職業病斗争

主催 関西労働者安全センター

大阪北摂地評労災職業病対策會議

共催 全金三豊工業労組・国労新幹線大阪保線所分會・尻無

川工事殉職者遺族會・尼崎労働者健康協議會ほか

↓労災職業病を闘う活動家関西ブロック

高槻市北紫町2-1 全専売労組内

北摂労災職業病対策委 豊田 正義

尼崎市瓦宮裏一四一三 阪神医生協内

労働者健康協議會 藤井 新造

※時計台前に事務局を設置し、運営に当ります。

第二回関西集會「基調報告」(抜粋)

集會実行事務局

(1) 第一回集會の基調

昨年の第一回集會は、現在の情勢と今後の命を守る闘いの各泉、当面する闘いの課題を次のように明らかにした。

①「全国職場の三池化」が主要な情勢である ②職場における労災・職業病の激発は、斗争の高揚をもたらしつつあるが、反面種々の偏向が現われている。③労災・職業病斗争の基調は災害源除去の闘いであり、この闘いぬきに、公害を闘う地域住民との連帯、共闘もありえない。④労災・職業病斗争における重大な偏向というべきものは本工労働運動主義であり、これは労災・職業病の下請化および海外進出を許す。⑤災害認定、補償の拡大をめぐむ現実の要求に対応すべく関西労働者安全センターの設置をめざす。⑥「関西ブロック」の強化、拡大に奮闘し、機関紙の発行、関西集會を年一回開催する。

第一回集會以後一年間にわたる諸情勢、労災・職業病斗争の各職場、各地域での経験は、以上の闘いの基調が基本的に正しかったことを明らかにするとともにこの路線のより発展を要求している。

(2) 一年間の活動の総括

今年十一月九日をもって十周年を迎える三池炭鉱大災害―三井独占の労働者へのスクラップ攻撃は、日本全国の職場労働者への資本による人殺し合理化攻撃としますます一般化している。

「関西の三池」ともいうべき全金三豊工業支部の仲間の斗いは、災害犠牲者に対する親会社・神鋼フアドラーの偽装破産宣言に対する斗いを通じ、わが国労働者のおかれていた現実―帝国主義体制下における労働者の未来の姿を生々しくわれわれに提起している。

聖法新幹線の保線作業においては、労働者の長期にわたる斗いの結果、不治の病い、じん肺症が三人に一人の割合で発生している事実が暴露された。国鉄新幹線東海道線の保線関係業務の九五パーセントはすでに下請化されている中で、国労の労働者は下請労働者と連帯する階級的労働運動を模索しつつある。

第一回集会の訴えを受けとめ、設立された関西労働者安全センターに結集する研究者、学生、あるいは弁護士諸君らの活動は、三豊、国労新幹線の他に、全通都中郵支部の職場環境調査、全関西支部のじん肺、労災斗争、婦人労働者を中心とした頸肩腕症候群への共斗などがある。

以上の一年間の斗いの総括の上になつて、第一回集会での決定事項のより深化・発展をめざして、われわれはいっそうの努力をつくさねばならぬが、さらに七〇年代帝国主義体制下における労働運動としての労働災害・職業病・公害斗争の位置づけと、災害源除去をめざす斗い、反合理化斗争の階級的意義を自らのものとし、日常の斗いに生かしさらねばならない。

(3) 労災・職業病斗争の基本的な課題

① 質、量ともに激しさをます労働災害、職業病、公害の発生は、帝国主義体制の救いがたい、解決不可能な自己矛盾であり、現体

制の行きつくところまで来たという、その腐敗、腐朽の深化の自己暴露である。したがって、労災・職業病斗争の戦略は、味方の陣営を大きく結集し、支配階級を大きく包囲し、孤立さす斗いとしてある。労災・職業病斗争は正に理にかなった斗いであり、階級斗争の法則性に立脚した斗いである。一時的な孤立を恐れることなく、断子とした斗いを、しかも数多くの職場労働者の創意ある斗いを確信をもって展開せねばならない。

② 労災・職業病斗争にとつての、災害源除去―反合理化斗争の位置づけを、七〇年代帝国主義体制下における労災・職業病の下請け化と海外侵出、かつそれらを通じての国内本工労働者の斗いの分断攻撃に対する労働者階級の斗いとして確認し、現代的な課題とせねばならない。

③ 労災・職業病斗争は「俺たちは労働力は売っても、命までも売っていかない」というものであり、重大な思想形成の斗いである。七〇年代の一億総合理化のもとにあつて、この事を明らかにし、労働者階級としての階級的自覚をたかめ、自己解放の斗いとともに、災害の最大の根源である帝国主義体制とその生産方式、機構に迫る斗いをめざさねばならない。

(4) 当面の課題に対するわれわれのとりくみ

① 災害犠牲者、家族への支援と共闘の拡大。全労働者階級こそは「労災患者予備軍」であり「今日は人の身、明日はわが身」という状況下におかれている。災害犠牲者への救援・支援斗争こそは、労働運動の日陰におかれた犠牲者を斗いの前面にもりたてるものであり、人殺し合理化の本質を暴露しつづける歴史の生証人

として労災斗争の中に正しく位置づけねばならない。三池CO患者家族会、京滋じん肺患者同盟、尻無川遺族会支援共斗会議、企業処安処分を闘う労働者の会などの闘いの教訓に深く学ぶとともに、犠牲者救援に全力をあげてとりくむことこそ、今年度の課題である。

② 労災・職業病を闘う活動家関西ブロックと関西労働者安全センターのさらなる強化拡大。そのための機関西「関西労災・職業病」の活用。関西労働者安全センターの強化については、全関西の労働者活動家と、研究者、技術者、学生諸君の総結束を声大にして訴えたい。

第一分科会のすすめ方

第一分科会は労災・職業病斗争について報告をうけ、討論し、交流をはかるものであるため、三分科会のうち最も多数の参加者が予想される。昨年の第一分科会（労災・職業病）の経験をふまえ、第二回関西集会実行委では討論を中心に集会を運営することが決められ、第一分科会については報告は一括して行なうが、討論を二つの小分科会に分けて行なうことを決めた。二つの小分科会は、a 労災保障認定を闘う患者組織の闘争。b 差別分析合理化と闘う労災職業病闘争に決まりました。したがって、参加者は予め自分の参加する小分科会を決めておいてから、第一分科会の報告に参加するようにして下さい。

なお、当日、報告をうける予定者は次のとおりです。① 三池炭鉱労組 ② 全金三豊支部 ③ 国労新幹線保線所分会 ④ 長崎造船三労組 ⑤ 三菱化成黒崎工場・紀井さんを守る会 ⑥ 全電通大

阪中電支部 ⑦ 全港湾大阪南沿岸支部 ⑧ 全港湾大阪建設支部 ⑨ 京滋じん肺同盟 ⑩ 企業保安処分に反対する労働者の会 ⑪ 尻無川工事殉職者遺族会。

また、午後の討論については、a 未組織労働者、退職者、患者同盟を中心に労災保障認定斗争を含む未組織患者の組織化、b 本工労働者を中心に「本工労働運動主義」を批判し、帝国主義本団における差別分析、合理化と闘う労災・職業病発生源の除去の闘いをします。

担当者 八 田（京滋じん肺患者同盟）
古 布（全電通大阪中電支部）

第二分科会のもちかた

昨年の第一回関西集会において関西ブロックは、地域住民の反公害斗争と労働者の労災・職業病斗争との関連を、公害と闘う労働者の主体から次の二点で総括した。① 労災・職業病斗争の基調である職場における災害源除去の反合斗争か、結局は公害と闘う地域住民との共闘はありえない。② 労災・職業病斗争にあって重大な偏向日本工労働運動主義を徹しく自己批判し、資本による有害物のタレ流しの糾弾を、労働者の権利斗争—反合斗争の一環として徹底する中で、公害資本と闘う地域住民との階級的な共闘を確立する。

反公害斗争と労働運動

最近、マスコミが大々的にとりあげたように、六十年代後半より合化労連新日本チソン労組などが闘った「加害企業に働く労働者からの告発運動」は、合化労連で組織的に取り組みが確認された。しかし、10月8日のチソン石油化学五井工場など一連の爆発

労働事故を止めることができていない。合化労連の公害斗争へのとりくみは実質的には今年の夏の漁民による海上封鎖を含む実力行動に対する労組幹部からの対応策でしかなく、労災斗争のとりあげ方はいまだきわめて補足的であり、かつ従来の補償要求の域を出ていない。このような資本に妥協した既成労組の「労災斗争」も結局は「操置の総点検」をうたわざるをえなくなったのであり、第一回集会で「われわれの総括が正しかった事を示した。

同時に、淡路島への企業侵入を阻止しつづけている全石油ゼネ石精労組の闘い、企業の毒物タレ流しを地域農民との共闘で糾弾しようとした全金日本計器支部の闘い、全港湾沿岸南支部の一労組による親会社・住友独占の公害タレ流し「反対斗争」にみるように、七十年代にはいってから「列島改造」の中で激化する資本の合理化に対する闘いの一環として、労働者による反公害斗争にすでに新しい潮流が形成されつつある事に注目せねばならない。

今回の第二回集会においては、以上の情勢を視点において、反公害斗争を實踐している労働組合・団体より報告をうけ、労働者階級として自からいかに反公害斗争を担うべきかを明らかにしていきたい。

第三分科会の運営と方針

はじめに

現代の科学・技術は生産関係・国家と切りはなして考えられぬ存在となっています。技術が生産関係・国家の要請によって飛躍的に発展し、現場労働者の対立的要素にますますなり、技術が資本・国家の占有と独占と化しています。

技術労働者・技術者活動家の任務は、この技術発展の基礎を批判し変革するため、過渡的方策として、いくつかの任務があると思います。

現場労働者との共闘の基礎

技術が資本、国家に占有され、現場労働者にとって対立的要素を帯びている現在、支配者機構に組みこまれた、技術労働者、研究者の任務は、第一に、この露骨な科学技術の欺瞞を実践的批判にかえるため、現場労働者からの、生産関係からの批判とすること、又、現場労働者も又、労災職業病斗争に際して、活動家技術者を要求している事、これが結合の基礎である。即ち、技術機能を提供する事が前提である。第二に資本・国家の占有化された技術を批判する事、第三に、科学的粉飾をこらした体制御用学者からの攻撃に対し、現場労働者を防衛する事である。

今回の運営方針

以上の内容を含め、今回は実践を基礎としたグループからの総括討論を中心とします。現場労働者からの要請として、新幹線保線区労組・三豊労組・全港湾からの要請と、京大・阪大工学研・川崎幸病院の今井氏・京大安全センター自主ゼミ・施設解放を闘っている京大安全センターからの報告を予定しています。最後に労働安全衛生法、産業医大設置構想批判と題し、全労働者の課題として岡大衛生の青山氏からの報告を予定しています。皆様の参加と積極的討論を期待します。

担当者

山下(尼崎健協)
森村(国労新幹線)

労災・職業病を闘う

1 シリーズ 2

最も古くからの職業病であるじん肺症は、合理化の進行に伴いますます激化している。今回はじん肺斗争をとりくみ、また支援している三団体の紹介をしたい。

編 集 部

京滋じん肺者同盟

八 田 敬 輔

はじめに

京滋地域においては、六十年安保前後より多発の気配をみせつつあった労災・職業病に対し「生命と健康」を守るための「働く者の自主的な健康管理」がすすめられた。医者や医療労働者、研究者の有志による「健康実態調査」「職場、労働諸条件実態調査」などとそれらに基く治療活動を通じ、労災・職業病の摘発、職場環境の改善がすすめられた。しかし、災害・職業病患者は他の労働者から依然として差別・断絶されていた。

六十年代後半になると、とどめない企業競争と合理化においてこれ、労働者の健康はますます酷しい環境においこめられた。その中において、全般的な教育啓蒙をふくめた運動よりも、一つ一つの事態（腰痛、鉛中毒、じん肺、有機剤中毒、難聴など）に確実に対処するという方向をつくりあげた。

七十年代にはいると、労災・職業病への闘いは一揆に全国的に広がった。しかし、現在のままの労働組合では労災・職業病を斗

えない、とりわけ被災労働者の立場に完全にたぢきれない事が運動をはじめてから十年したわれわれに判ってきた。

同盟の結成と活動

京滋じん肺患者同盟は、七二年一月から結成準備会を重ね、六月十八日、五十数名の参加のもとに結成された。われわれは、現在の企業内組合の欠落している「当事者優先、相互尊重、階級的連帯」の視点から運動を始めたのである。京滋じん肺患者同盟は全国的斗争を前提とした、被災者による、被災者のための斗争組織であり、そこには、被災者およびその予備軍―全粉じん作業労働者、斗いに連帯するすべての人達がふくまれる。

じん肺患者同盟に結集する仲間にはじん肺斗争をテコに、あらゆる職場、地域で、うもれた被災者を発掘し、個々の多様な要請に応えうる力を強めている。例えば、退職後に症状のすすみ、結核を併発した患者を支援し、①会社の責任はどうなるのか、補償額の差はどうするのか、②療養中の生活費はどう保障するのか、③死ぬまで一体誰が面倒みるのか、④現在はどうな方法で、何をやるか、⑤完全なものにするにはどんな方法があるか、⑥それを進める組織と運動とはどうあるべきか、等々が真剣に論議され出してきた。

切り捨てたはずの労働者を、資本に生涯にわたって完全に保障させることは、実にわれわれ自身に対する最も確実な保障であることに気づいたのである。それは同盟を通して自分達を点検した結果であった。これまでの活動がいかに不徹底なものであったかを知り、労働諸法規の改正、労働者福祉の前進、社会保障の改善を具体的にかちとる実効的斗争をこゝから着実に進めねばならな

いと考える。

今後 の 課題

現在、京滋じん肺患者同盟は、京都府を中心に今年度中にじん肺患者生活実態調査をやるよう要求し、実施を決定させる事をかちとった。われわれはこの調査の成功に大いに努力するとともに、その結果に基いて被災者の具体的救済に着手せねばならない。

また現在、インフレ下に直接、生活をおびやかされるじん肺患者に年末手当を出すよう、地方自治体に要求しているが、患者の生活費、治療費を完全にかちとる闘いを確立していかなばならない。

さらに、じん肺患者を同盟に結集し、患者の社会的発言を強める中で、労災・職業病・公害と闘う全国の仲間と共闘していかなばならない。

京滋じん肺患者同盟

京都市下京区寺町四条下ル

京都労働会館内 Ⅷ(〇七五)三四三一―一六五五

国労新幹線保線労働者の

じん肺斗争

森 村

じん肺斗争への契機

昨年三月の山陽新幹線開通の前日、テスト運転車が六甲トンネルに進入し、トンネル中央部に近づくにつれ、運転席のフロントガラスが霧のようにまっ白になっていった。「おかしい」と思った運転労働者が、新神戸駅に着いてから調べたところ、それが列車通過時にまさあがったプラスチック粉じんであることが判明した。

国労大阪新幹線支部保線所分会は当時、大阪北摂地区評労災職業病対策会議に組織加盟していたので、対策会議の幹事会の席で、この事が話題となり、「今のまま放っておくならじん肺は必ず発生する。たゞちにじん肺法の適用を含め、じん肺発生阻止の斗争を組むべきである」との指摘をうけた。

じん肺についてほとんど知らなかったわれわれは、とりあえず分会役員を対象にして学習会を始め、職場討論をすすめた。京都、大阪、兵庫にわたる全保線職場で行なわれた学習会には、対策会議を通じて、阪大、京大の労災職業病研究会などのメンバーが積極的に参加してくれた。彼らは、じん肺のスライドを映写し、われわれに「このままでは明日はわが身」と闘う以外にないことを知らせた。同時に、もうけにならぬ安全確保にビター一文も金を出そうとしない国鉄当局に対し、われわれの怒りは爆発した。こうして、学習会と職場討論を重ねる中で、早急なじん肺対策と一人のじん肺患者も出さぬ闘いが組織的に確認されていった。

じん肺斗争の経過

このような分会の教宣活動によって、御用組合の「施設労組」や「鉄労」の保線労働者の中にも国労の運動に対する支持の気運がおこってきた。

さらに分会は、昨年第一回「労災・職業病を闘う活動家関西集会」での批判をうけ、下請け未組織労働者への共闘をすすめてきた。(実に新幹線の保線作業の場合、九十五パーセントまでが下請け労働者の仕事なのだ。そして彼らはわれわれ本工以上にじん肺の危険にさらされている。)

この分会の動きをみてとった国鉄当局は、御用研究集団である

「鉄道労働科学研究所」のメンバーをひそかに六甲トンネル内で環境測定させ、「じん肺の心配はない。粉じんについてはガーゼマスクをつけていれば大丈夫」との結果を当局にのみ通告させた。しかし、じん肺の原因となる粉じんは一ミリの千分の五以下の微細なもので、ガーゼマスクは百害あって一利なしであることをわれわれは知ったし、活動家の多くはE.L. D.L機関助士廃止の「合理化」攻撃ではたした鉄道労研の役割を忘れていなかった。

一向にラチの高かぬ当局にしばれをきらし、分会は昨年十二月、対策会議、大阪総評の代表とともに、大阪労基局との交渉をもった。代表団は、労基局の国鉄当局に対する行政指導の放棄を抗議し、「たゞちに保線労働にじん肺法を適用せよ」と要求した。これに対して大阪労基局の幹部は「新幹線操業開始以来九年間、一度も現地調査、行政指導、監督をしていなかった」という誇くべき事実を告発し、謝罪し、調査を約束した。われわれはさらに、兵庫、京都の労基局に対しても要求、抗議行動を展開し、以来今日まで十数度にわたる、粉じん、騒音、ガス、照度についての労基局の調査を行なわさせてきた。

新幹線保線職場における現状

労基局の調査結果によると、六甲トンネルにおいては、粉じん量は一立方メートルあたり四ミリグラム（産業衛生学会が政府に勧告した発じん肺抑制目標数値は、二ミリグラムである）であり、騒音は百十ホーンを超していた。そして、この資料によりまず下請労働者を対象に実施されたじん肺健診によれば、全体として、実に三人に一人の割合でじん肺患者がすでに発生していることが判明した。

しかし、われわれの抗議にもかかわらず、労基局は依然として保線労働にじん肺法を適用しようとしなかった。この事は、労働省、国鉄当局の圧力が背後にある事を暴露している。そしてまた、じん肺に対する分会の闘いが、国鉄合理化への重大な闘いの武器であることを教えている。

じん肺斗争の今後の課題

分会の闘いの路線は、保線労働者の闘いが急速に全国化しつつある事実によって、その正しさを明らかにした。

全国施設協議会、国労大阪地本の定期大会では、支援共闘が万場一致で決議された。国労中央は、「じん肺問題特集号」を国労の機関紙の号外として作製し、全国に配布した。大阪地本では、じん肺対策委員会を機関内に設置し、恒常的な斗争体制をとりつつある。

この様な実情を反映して、九月末の中央団交で、国鉄当局はついに「六甲トンネル、青羽トンネルについてはじん肺法の適用を労働省に直ちに申請する」との譲歩を行なった。しかし、「他のトンネル保線作業については、実情調査の上、同法の適用の可否を決める」として、じん肺法の私物化と重大な歪曲を行なおうとしている。

われわれは不治の業病—じん肺を、下請けを含む仲間に発生させた国鉄当局—政府の責任を断乎追及し、二百キロのスピードを維持するための人殺し合理化攻撃に対する一つの武器としてとりあげ闘いぬく決意である。

国鉄労働組合

大阪新幹線支部保線所分会

大阪市東淀川区西淡路町一丁目

新大阪駅構内大阪保線支所内 住(〇六)三〇三—四五一二

阪大労災職業病研究会

結成までの経過

昨年春より、新幹線職場で蝕車事故やじん肺の危険があり、組合がまず、健康アンケート調査で運動を開始したが、そのアンケートの集計、分析を依頼された。一方我々の内部にも、公害、労災、医療被害等の場面で現代の医学医療に対する批判をきき、それを医者、医学生が受けとめ、自らの課題としていくには、それらの現場に出かけ、膝をつきあわせて一緒に運動していく必要があると考えていた。アンケートの集計を通じて、分会との関わりを深めていったが、昨年11月、第一回労災職業病を闘う活動家関西集會に結集していく中で、組織的活動を目指し、「労職研」を結成した。

今までの活動報告

阪大労職研は主として、新幹線保線労働者の闘いに、京大の仲間と共に関わってきた。職場集會でのじん肺・難聴、夜勤についての「医学的」説明、労働環境調査、労基局交渉、じん肺対策委員会への参加等の具体的行動を通じて、「専門家」の労災職業病闘争への関わりを追求してきた。また、今秋には健康診断、アンケートを含む健康調査の実施を開始した。検査結果よりも、労働者の自覚症状の訴えを重点的に考え、それに基づいて「新幹線保線」の実態を明らかにしようとして試みている。労働のきつさはわかっていたつもりだったが、若い労働者が多いから……と思っていたのが、特に胃腸障害、眼などの粉じんによる障害、騒音性難聴など、

あまりの訴えの多さに驚いた。まだ十分に分析はできていないが、今後、健康対策を真剣に考えていく必要が痛感される。

労職研活動の中で我々の目指したのは、現場労働者との交流、それを通じて、疾病源をなくす運動の視点を獲得することであった。積極的に職場へ出かけているが、職場集會で「なるほど病気についての説明はきいたが、それでは自分達の職場ではどうなのかよくわからない」という問いをきいた。我々のじん肺などの説明も教科書の受け売りで終わっていたから当然であった。ここに、病気と環境を切り離して考える近代医学の考え方があり、我々もまた、この中にとっぴりつかっていることを鋭く指摘された。

今後の若干の方針

他にも様々な問題点、不十分性がある。この一年間の活動は主として、労働者の闘いの中に「専門知識を持った者」として合流していくことに向けられてきた。そこで受け請いの傾向→近代医学医療技術の受け渡しが生じ、自分達の課題を見失った。それは、闘争主体としての自らの課題は何か、それをどのように具体的に実践していくのかという意識が薄いことによるだろう。

今後の活動では、労働者の闘いに合流していく中で、それらの点を克服していくことが必要であろう。労災職業病闘争を学内に持ち込み、労働者に敵対する大学への闘い、労働者の立場に立つ医者・医学生、医療技術者の獲得をはかり、関西労働者安全センターの運動を強化する方向が考えられる。」

1 じん肺症

(1) じん肺の歴史

じん肺は、粉じんを長期にわたって吸うために起こる病氣であり、因果関係の最もはっきりしている職業病である。従って、粉じんの発生する産業と共に古くからあった。特に佐渡をはじめとする鉱山ではひどく、「よろけ」「山よわり」とか言つて坑夫達から恐れられ、25才になると長寿の祝をした程であった。当時は粉じん抑制に対する配慮は殆んどなく、坑夫の相互扶助として「友子制度」が作られたにとどまつた。

その状態は明治以降も変わらず、かえつて鉱工業の発達と共に発じん職場は拡がった。しかし「富國強兵」策の中では労働環境の改善ははかられず、結核の「女工哀史」と共にじん肺患者は悲惨な状態を強いられた。戦後間もなく（昭21）足尾銅山においてじん肺患者の救済を求めて町民大会が開かれ、それを契機として労働組合も含めて運動は拡大していった。昭27年より全国的な珪肺検診が開始され、昭30年珪肺法成立、昭35年じん肺法に改訂して現在に至っている。

じん肺法は粉じん濃度ではなく作業内容で規制しているという進んだ点も持っているが、「五千円以下の罰金」とか、患者の待遇も不当に安く値切っている点など資本家に有利であり、じん肺撲滅には有効ではない。その事は、現在もじん肺患者が全く減っ

ていない（じん肺法指定職場労働者の10%）現状を見れば明らかである。

しかもじん肺は、不治の災害であり、退職後も悪化し、余病を併発して死亡することが多いにもかかわらず、切り捨てられる現状に置かれている。関西では京滋じん肺患者同盟を中心としてじん肺患者の結集をはかり、運動が進められている。

(2) じん肺症とは

じん肺は土石、金属など無機粉じんはもとより、線香、綿花などの有機粉じんでも発生する。従つて、どんな粉じんであろうと粉じん発生職場では必ずじん肺発生の危険性があると云える。その発生の多い職場を列挙すると一鉱山、土石採取加工業、耐火レンガ、ガラス製造加工業、石綿、スレート加工業、金箔、アルミ箔製造加工業、ボーキサイト電線・ゴム加工業、黒鉛・電極等製造加工業、窯業一般、各種金属溶接、造船業、アルミ更生工業、鋳物整型加工業、焼鉱運搬処理、製墨業、カーボンブラック製造業、硫安工場、製綿・再生工場、砂糖及び麦粉製造加工業と全く多い。

肺は酸素を吸収し、炭酸ガスを排出するという大事な働きをしているが、肺の弾力性を利用して、肺胞という小さなブドウ状の袋でそれを行なっている。空気が肺胞に行くまでに気管支という管を通っていくが、壁には繊毛が密生していて、空気に異物が混じっているとセキやタンとして体外に排出される。しかしあまりに小さいほこりは、肺胞にまで達してしまう。この様なほこり、少ないうちは、喫細胞という特別な能力を持った細胞が処理して

くれるが、多くなれば処理しきれず、周囲の組織が増殖して肺は硬くなってしまふ。こういう状態になると酸素と炭酸ガスの交換がうまくいかなくなる。そして、体内は酸素欠乏の状態となり、運動すれば息切れがしたり、心臓に負担がかかってくる。

じん肺が恐ろしいのは、硬くなった肺胞を改善する方法は全くないこと、初期は全く自覚症状はなく、息切れなどの自覚症状が出てからでは、ほこりを吸わなくても進むこともあるので手遅れであること、それに結核（珪肺）・肺ガン（石綿肺）との合併が多いことなどによる。また直接の死因がじん肺ではなくても、体力や運動能力の低下があり、余病の併発や日常生活にも不便をきたす。

(3) じん肺闘争について

労働者の健康を守り、増進する立場に立つなら、あらゆる労災・職業病の根源をなくすことが基本であり、じん肺はかかってからでは遅いので、特にそのことが大切である。では、じん肺の根源とは何か。「合理化」である。

～資料紹介～ 国鉄新幹線における 職業病との闘い

京大安全センター実行委
関西労働者安全センター(準)
関西労働者安全センター
の結成を

じん肺—京大医学部労働研

～粉じんをなくした職場環境をつくるのが第一である。日本の現代の技術はそれができる水準に達している。しかし資本家は、そのような労働者の健康を守る所には金を出ししぶり、労災職業病、公害を発生させて、労働

者、住民の犠牲の上に産業を「発展」させてきた。そして、労働者の健康を補償金という値切った金で買い、切り捨てていく資本家の意図—「合理化」がじん肺を今もなお、発生させているといえる。

じん肺闘争は、そのような資本家の意図—「合理化」をつぶさなければ勝利はあり得ないだろう。このような視点に立って、現在新幹線保線労働者はじん肺闘争を推し進めている。「じん肺法を適用せよ」という、法を守れという要求をかかげて一年、ようやく部分的な適用をかちとった。しかし、「じん肺患者を出すな」をスローガンとしながらも、下請労働者には既に発生し、職員にも危険性が出てきている。

本工、下請けを問わず、じん肺患者を出させない闘いをあくまで中心に置き、一方患者を中心として、資本家に対してじん肺発生を追求していく闘いもやらなければいけないだろう。

おしらせ

第二回関西集会総括会議

日時・場所は未定 連絡は豊田まで

京大への協力要求書—総長説明会

日時・場所は未定

連絡は松久まで(電075—751—211—内五—193)

△編集後記△

昨年の第一回集会より一年後に開かれる今回の第二回集会が全国で労災・職業病を闘う労働者の皆さんの積極的参加のもとに成功のうちに終ることを期待します。

この機関紙はみなさんの経験交流と理論構築をはかるものです。定期購読よろしく願います。 編集部 高橋